

令和元年 7 月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和元年 7 月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和元年 7 月 31 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 43 分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 23 人

1 番	青木 秀夫	2 番	中條 幸雄
3 番	竹島 敏博	4 番	百瀬 道雄
5 番	中川 敦	6 番	金子 文彦
7 番	小林 弘也	8 番	河西 穂高
9 番	丸山 茂実	11 番	窪田 英明
12 番	塩原 忠	13 番	田中 悦郎
14 番	柳澤 元吉	15 番	長谷川直史
16 番	河野 徹	17 番	濱 博
18 番	前田 隆之	19 番	橋本 実嗣
20 番	古沢 明子	21 番	波多腰哲郎
23 番	塩野崎道子	25 番	上條信太郎
26 番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 3 人

10 番	岩垂 治	22 番	三村 晴夫
24 番	二村 喜子		

5 出席推進委員 4 人

推 1 番	大月 國晴	推 2 番	朝倉 啓雄
推 3 番	大澤 好市	推 5 番	太田 辰男
推 11 番	上條 一利	推 12 番	堀内 俊男
推 16 番	波場 秀樹		

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第 57 号～第 59 号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件…………… (議案第 60 号)
- ウ 農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第 61 号～第 64 号)
- エ 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第 65 号～第 68 号)
- オ 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第 69 号～第 78 号)
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件…………… (議案第 79 号)
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件… (議案第 80 号～第 82 号)

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件
- エ 農地法第 4 条の規定による届出の件
- オ 農地法第 5 条の規定による届出の件

カ その他

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

第4回県農業委員会大会における要請事項について

(2) 報告事項

ア 第54回松本農林業まつりの開催について

イ 令和元年8月移動農業委員会について

ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	清澤 明子
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
		農 政 課	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	宇治 樹
		情報政策課	課 長	上條 公德
		〃	主 査	稲川 大輔
		松本農業改良普及センター課長補佐		小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 2番 中條 幸雄 委員

3番 竹島 敏博 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、農業に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第57号及び第58号 農用地利用集積計画の決定の件、関連して農地中間管理権の決定にかかわる議案第60号 農用地利用配分計

画案の承認の件ついて一括上程をいたします。

農政課からの説明をお願いいたします。

宇治主事。

#### 宇治（農政課）

いつもお世話になっております。農政課の宇治です。

今後の議案について、全て着座にて説明させていただきます。

今回特記事項はありませんが、議案の訂正がございますので、お手数ですが、13ページをごらんください。

合計欄の表になりますが、設定分の借り入れ人数が「31人」と記載されていますが、正しくは「21人」になります。そのため、その合計欄の借り入れ人数も「32人」と記載されていますが、「22人」になります。申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、議案に入ります。

1ページをごらんください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第57号になります。

合計欄のみ読み上げますので、8ページをごらんください。

合計、一般、筆数17筆、貸し付け14人、借り入れ11人、面積2万2,133平米。

円滑化事業分、筆数71筆、貸し付け45人、借り入れ37人、面積12万7,568平米。

利用権の移転、筆数38筆、貸し付け9人、借り入れ1人、面積4万2,587平米。

所有権の移転、筆数10筆、貸し付け4人、借り入れ4人、面積1万6,237平米。

第18条2項6号関係、筆数10筆、貸し付け7人、借り入れ2人、面積1万4,164平米。

農地中間管理権の設定、筆数63筆、貸し付け28人、借り入れ1人、面積8万4,525平米。

合計、筆数209筆、貸し付け107人、借り入れ56人、面積30万7,204平米です。

当月の利用権設定のうち認定農業者の集積は、筆数66筆、面積11万1,583平米、集積率は54.05%になります。

続きまして、9ページをごらんください。

議案第58号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,593平米、集積率は100%になります。

続きまして、10ページをごらんください。

5－（1）－イ、農用地利用配分計画案の承認の件、議案第60号になります。

合計欄のみ読み上げますので、13ページをごらんください。

合計、設定筆数 69 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 21 人、面積 9 万 6,736 平米。

移転、筆数 7 筆、貸し付け 1 人、借り入れ 1 人、面積 1 万 1,436 平米。

合計、筆数 76 筆、貸し付け 2 人、借り入れ 22 人、面積 10 万 8,172 平米。

当月の利用件の設定のうち認定農業者への集積は、筆数 61 筆、面積 9 万 5,372 筆、集積率は 88.17% になります。

議案第 57 号、58 号、60 号は以上となります。

議長 　　ただいま農政課から説明がありました両議案について、農業委員、また推進委員の皆様から質問、意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　意見がないようです。  
ただいまから集約いたします。  
以降、議案の採決におきましては、農業委員の皆様を対象に伺います。  
まず、議案第 57 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　全員賛成ということですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第 58 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、60 号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第 31 条の規定によりまして、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
宇治主事。

宇治（農政課） 9ページをごらんください。  
議案第59号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積4,358平米、集積率は100%になります。  
議案第59号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第59号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第61号から64号 農用地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件についてを上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料14ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
議案第61号、島内〇〇〇〇-〇〇、登記地目、田、現況、畑、219平米を農地の保全のため、交換により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第62号、島立〇〇〇〇、現況地目、田、2,599平米外2筆、合計3,877平米を生前一括贈与のため、贈与により〇〇〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第63号、島立〇〇〇〇、登記地目、田、現況、畑、1,



議長

ありがとうございました。

続いて、64番、梓川でございますので、古沢さん、お願いします。

古沢農業委員

梓川倭、〇〇〇〇さんの件でございます。この場所は、〇〇へ続く県道沿いの道路のふちにある農地でございます。〇〇さんが施設へ入所されたということにより、生前一括贈与ということで、このような件になっております。

ここに幾つも地番、地目があるんですけども、〇〇〇〇-〇までは県道沿いにごさいますて、自己管理をされております。一部野菜をつくっておられます。それから、下の、番地で言ったら〇〇〇〇-〇から〇〇〇〇は梓川の河原の近いところで水田をつくっていらっしゃいます。お願いいたします。

議長

ただいま全体を通してこの3条に対しまして質問、意見ありましたら、推進委員さんの皆様を含めて発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。

農地法第3条の規定による案件4件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第61号から64号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。続きまして、65号から68号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、4件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、議案書の16ページをごらんください。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

議案第65号、新村〇〇〇-〇、現況地目、田、302.47平米、1筆に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅を新築する計画です。農地区分は第2種農地であります。位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続いて、議案第66号、新村〇〇〇-〇、現況地目、畑、60平米、1筆に新村にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅敷地を拡張し、物置と駐車場にする計画です。農地区分は第2種農地であります。位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第67号、穴沢〇〇〇-〇、現況地目、畑、173平米、

1筆に穴沢にお住まいの〇〇〇〇さんが機材兼材木置き場を新築する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第68号ですが、これは追認案件となります。梓川倭〇〇〇-〇、現況地目、畑、157平米外1筆、合計259平米に梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さんが農業用倉庫、一部はなれとして申請するものです。申請地は宅地の隣にありまして、平成10年に建築してしまったものです。追認であることにつきましては、当時転用許可手続がされていれば、転用基準を満たしていること、また、顛末書も添付されておりますので、やむを得ないものと考えます。

農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

これらの案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、4件、5筆、794.47平米です。よろしくお願いいたします。

**議 長**

ありがとうございました。

それでは、初めに議案第65号について、地元委員の意見をさせていただきます。

新村でありますので、柳澤委員、お願いします。

**柳澤農業委員**

それでは、議案65号ですが、写真をごらんいただければと思いますが、現状、田んぼ続きの中にあります。手前、左と右側が道路、直角に、T字路の交差点ですが、直角に道路がついております。それで、西側を向いているわけですが、上の田んぼがちょっと見えますが、それから右側の地続きの田んぼですが、これが両方ともご自身の所有になっております。それで、この今回申請のあったところは、実際は田んぼ1枚のところなんですが、途中から分筆といいますか、形になっておりまして、地目がもう既に宅地になっております。そういうことで、初めから建物といいますか、自宅を建てる計画であったらしいのですが、別に地目は宅地でございますし、あと周りの農地もご自分の農地ということで、ほかの方に迷惑をかけるような構図といいますか、なっておりませんので、問題ないかという判断をしてみました。

**議 長**

ありがとうございました。

続きまして、現地調査をしていただきました委員の意見をさせていただきます。

上條信太郎さん。

**上條信太郎農業委員** 今、柳澤委員の説明のとおりであります。左側、南、手前、東ということで、その横に古民家ありますし、もともと宅地だったということでありますので、何ら問題ないというように判断しました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
議案第65号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、66番、これも新村でありますので、柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 66番ですが、現状はその下の写真の内容になります。左側が自宅の建物で、奥にブロック塀といますか、塀があります。右側も塀がありますが、それぞれ隣の宅地になっておりまして、建物が建たっているところで、この四角い白く囲ったところが畑ということで、もともと農家分家でこの写真にあります建物を建てたようなんです。それで、そのときに残ったこの白枠のところですが、何か条件で農地として残すというような内容で、農地という地目で残ったような土地です。現状、そういうことで、周りは宅地になっておりまして、前は道路になっております。農地となっているわけですが、別に作物がつかれるような内容の土地ではありませんし、また周りもそういう内容ですので、駐車場あるいは物置にしたいという希望がありました。問題ないという判断をしてまいりましたが、お願いいたします。

議長 現地調査をしていただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 柳澤委員の今の説明のとおりであります。右側の塀に囲まれたところに野菜なんかをつくっていたようですけれども、必要に駆られて物置と駐車場ということですので、何ら問題ないというように判断いたしました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第66号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ということですので、本件は原案のとおり承認することと  
決定をいたします。  
続きまして、67号は四賀でございますので、金子委員さん、お願いしま  
す。

金子農業委員 それでは、議案第67号でございます。穴沢〇〇〇番地ですけれども、こ  
れは〇〇〇〇へ上っていく道のわきにあるものでございます。もう以前か  
ら製材所、そして木材の加工工場がありまして、それに隣接するものでご  
ざいます。ですので、大型車両の出入りとか、そういったことは問題なく、  
敷地は写真で見るとおり、高低差はないというようなことで、やむを得な  
いではないかということで見えてまいりましたので、よろしくお願いいたし  
ます。

議長 現地調査をしていただきました堀口委員さん、お願いします。

堀口農業委員 現地にて周辺農地の営農条件に支障が生ずるおそれがないこと、それから  
位置的代替性がないということを確認してまいりましたので、転用許可に  
係る条件はクリアしているものと考えます。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいた  
します。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約いたします。  
議案第67号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、68号、梓川でありますので、古沢委員、お願いします。

古沢農業委員 議案番号64、68ですが、倭地区でしたので、推進委員の波田野裕男さんと一緒に見ていただきました。

68ですが、これは下のほうが市道になっておりまして、水路が通っております。右にわずかに見えますのが母屋でございます。その後ろ側は水田になっております。これは娘さんの農家分家ということで、一部倉庫がついているんですが、建てられたものでございまして、今もここに住んでいらっしゃるということで、やむを得ないというような方向で見てまいりました。よろしく願いいたします。

議長 現地確認をして、堀口委員さん、お願いします。

堀口農業委員 現地確認をしてまいりまして、追認ではありますが、周辺農地の営農条件に支障が生じていないこと、それから位置的代替性がないこと、集落に接続していること、以上確認してまいりましたので、転用許可に係る条件はクリアしているものと考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第68号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、69号から78号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、10件についてを上程をいたします。

それでは、事務局からの一括説明をお願いいたします。

大内主査。





というようなことが実際に行っておられて、それも全て売れたというような状況のところでございますので、やむを得ないかなというように判断しております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

現地調査をいただきました堀口委員さん、お願いします。

堀口農業委員

この土地は、特定建築条件つき売買予定地で、宅地造成のみを目的とする転用でないということの説明を受けた上で、現地にて周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、それから位置的代替性がないこと、集落に接続しているということ、以上のことを確認してまいりましたので、転用許可に係る条件はクリアしているものと考えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

議案第69号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、議案番号70であります。和田でありますので、長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員

先日現地を見に行つてまいりました。今、70と言われましたけれども、72まで一括でお願いしたいと思います。

議 長

はい、お願いします。

長谷川農業委員

それで、一時転用ですので、問題ないと思いました。  
以上です。

議 長

ありがとうございました。

現地確認をいただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 今、長谷川委員のほうから説明がありましたけれども、高圧線の敷設替えとか、それに伴うような工事が70から72までの一時転用であります。問題ないというように見てまいりました。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案70、71、72につきまして、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続いて、73、神林であります。塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 この土地は集落の中心部で、〇〇〇の隣ですので、問題はないと思います。

議長 現地確認をしていただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 四方を完全に住宅に囲まれた農地であります。いたし方ないというように判断してまいりました。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件に対しまして質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
議案73号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。続きまして、74は今井でありますので、田中代理さん、お願いします。

田中農業委員 場所ですけれども、〇〇〇〇〇から朝日村方面へ行きまして、〇〇〇〇〇〇へぶつかる手前に〇〇〇〇〇〇〇があるんですが、その手前30メートルくらいですね、それを左、東方面へ行った左側にこの場所があります。

先日、最適化推進委員の田中さんと現地を見てまいりました。また、〇〇さんとちょっと面談してきたんですけれども、こういった内容で、そこ、水田、整然とつくっていらっしゃいまして、また隣にも水田あるわけですから、分筆した中で、少し緩衝地帯を置くというようなことの中から、本人と面談もしてまいりましたので、いたし方ないというように判断をしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
現地確認をしていただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 今の田中委員の説明どおりであります。若干北側ですかね、農地が続いているわけですけれども、本人の分筆でありますので、承知の上だというように思いますので、問題ないというように判断してまいりました。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第74号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。  
75は中山であります。農家分家住宅ということでございまして、〇〇〇〇さんの息子さんが〇〇さんでございまして、この75の手前に道を挟んで住宅が1軒ございまして、ここは息子さんの農家分家として良いのではないかとということで、先日、最適化の太田さんと一緒に見てまいりました。  
現地確認をしていただきました上條委員さん、お願いします。

上條信太郎農業委員 今、ここの写真のとおりであります。大変見晴らしのいい傾斜のところの農地でありますけれども、農家分家ということで申請されております。  
問題ないというように判断してまいりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第75号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたしました。  
続いて、76号でございますが、里山辺であります。中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 場所ですが、里山辺地区藤井地区の〇〇〇〇〇を上のほうに上がっていく棚田の一番上に貯水槽があります。そのいわゆる耐震等の補強工事用地として、現場事務所、あるいは資材置き場にとということでございます。一帯が農振農用地になっていますが、棚田の一番上ということもあって、非常に小さい田んぼ、畑が密集しているところがございます、なかなか農地としては使えないなという現状であります。工事場所のすぐそばということもあり、今現在も遊休化しているということもありまして、一時転用やむを得ないと判断しております。よろしく申し上げます。

議長 現地確認をしていただきました堀口委員さん、お願いします。

堀口農業委員 松本市の公共事業に伴って、建物とか駐車場を設置するための一時転用という説明を受けて、現地確認をしてまいりました。現地で周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないということ、それから農振農用地になりますが、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと認められるような一事転用に該当するということを確認してまいりましたので、転用許可に係る条件をクリアしていると考えております。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

議案第76号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、77号でございますが、岡田でございます。中條委員さん、お願いします。

中條農業委員

7月26日に現地確認に行きました。場所は国道〇〇〇号線、〇〇〇〇〇〇〇〇へ行く道なんです、その洞の〇〇〇〇〇〇〇〇がありまして、そこから直線で北へ1キロの山手のところにある場所です。写真をごらんください。左手に道路がありまして、これは昔の〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇から〇〇へ抜ける道になっていますが、その奥に自宅があります。自宅があって、その向こうに自宅の庭があるんですが、そこには農業倉庫が2棟ありまして、そこにはちょっと狭くて建たらないと。それから、自宅の向こう側ですか、右側にも土地があるんですが、そこは3メートルか4メートルぐらい下へ下がっており、野菜をつくっていましたが、そこには建たらないと。本人の意向で、両親が高齢であるということで、すぐ近くに住みたいということから、手前の田んぼですが、そこに住宅を建てたいということで、やむを得ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 現地確認をしていただいた堀口居委員さん、お願いします。

堀口農業委員

現地にて周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、それから今ご説明がありましたとおり、位置的代替性がないこと、それから集落に接続していることを確認してまいりましたので、転用許可に係る条件はクリアしているものと考えます。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で77号に対しまして質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第77号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、78号、波田でございます。波多腰委員さん、お願いいたします。

波多腰農業委員 場所ですが、県道〇〇号線から少し山のほうへ入ったあたりの集落の中でありまして、この写真を見ると右の隅のところに新しく〇〇〇〇の鉄塔が建たるんです。それについての資材置き場ということでやるんですけども、これ、細かく筆が分かれていますけれども、実はこのところ、〇〇〇〇の上段幹線水路が通っています、筆がかなり分かれて、こんな細かくなっているんですけども、そこから外れたちょうどこの角の、右の上の角のところへ鉄塔が建たるということで、それと、ちょっと見えるんですけども、右のほうにかすかにでかい鉄塔があります。〇〇の鉄塔でありまして、その下に、右斜め線が見えるのが〇〇〇〇の架線、それでまた見ると、低いところに〇〇の自宅用か家庭用の電線が通っています、3本交差するところで、それで一番でかい〇〇の鉄塔をかさ上げして、それについて、〇〇の鉄塔もかさ上げして、それで〇〇の家庭用鉄塔のこの線が一度下がっているんですけども、そこをもとへ戻すという、そんなような工事をやるための工事らしいです。

土地が前は田んぼでしたけれども、田んぼで使えなくなってしまって、今、果樹園として使っているようです。しょうがないんじゃないかなと思って見てきました。

議長 現地確認をしていただきました、堀口委員さん、お願いします。

堀口農業委員 送電線の高さの変更、それから鉄塔の建て替え工事に伴って、資材置き場であったり、休憩所を設置するための一時転用になりますが、周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないということ、それから期間がはっきりと決まっている一時的な利用に供する場合に該当するということで、各種条件をクリアしていると思いますので、転用許可に係る条件をクリアしているものと考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

議案第78号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手を願います。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、議案第79号 相続税納税猶予の適格者証明願承認の件、1件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明を願います。

大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料20ページをごらんください。

相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。

議案第79号、岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇〇さんが岡田松岡〇〇〇一〇、350平米外筆、合計面積980平米について、相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。

以上1件になります。よろしく願います。

議長 それでは、議案79号について、地元委員の意見を願います。中條委員、願います。

中條農業委員 29日に現地確認をしてきました。場所は松岡という地区で、市街化区域です。周りはほとんど住宅、アパートがありまして、その一角だけブドウ園と普通の農地、畑になっています。自宅のすぐ北側になりまして、2筆あるんですが、現在は野菜をつくって、耕作していました。本人たちが海外旅行に行っていて会えなかったのが、詳しいことを聞けなかったんですが、これからずっと耕作するということですので、よろしく願います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言を願います。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。

ただいまから集約をいたします。

第79号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願います。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第80号から82号 引き続き農業経営を行っている旨  
の証明願承認の件、3件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料21ページをごらんください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について説明いたしま  
す。  
議案第80号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが筑摩4丁目〇〇〇〇、  
2, 379平米外8筆、合計1万2, 657平米について承認を受けるも  
ののです。  
続きまして、総会資料22ページをごらんください。  
議案第81号、村井町南1丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが笹賀〇〇〇〇、  
3, 090平米外6筆、合計1万8, 634平米について承認を受けるも  
ののです。  
続きまして、議案第82号、岡田松岡にお住まいの〇〇〇〇さんが岡田松  
岡〇〇〇-〇、1, 114平米外1筆、合計1, 533平米について承認  
を受けるものです。  
以上3件になります。よろしくをお願いいたします。

議長 初めに、議案80号について、地元委員の意見をお願いいたします。  
これは筑摩からお願いします。青木委員さん。

青木農業委員 筑摩のほうから報告をさせていただきます。  
皆さんよく通る方もいらっしゃるかと思いますが、薄川のところに〇〇〇  
の〇〇〇がありますが、それをこちらへ来ると、〇〇〇〇のちょうど裏側  
になりますが、その通りのところに挟んで4丁目〇〇〇〇-〇と〇〇〇  
〇のほうはブドウが作付されております。これは前回も見させてもらっ  
たときも同じ状態でした。また、その上のほうの〇〇〇〇、〇〇〇  
〇-〇のほうは、水稲、お米がきれいに作付をされておりました。こちら  
のほうも前回見させていただいたときと変わっておりません。きれいに作  
付をされておりました。  
以上です。

議長 里山辺でありますので、中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 申請者の〇〇〇〇さんですが、地域を代表するブドウ生産者の一人であり  
まして、行く行くは果樹の役員になってもらう、こういうような立派な方  
です。里山辺の5筆なんです、現況、樹園地となっておりますが、残りの  
3つも全部ブドウ園でございまして、里山辺の5つ、これ全部、〇〇〇〇  
さんが立派にブドウをつくっておられるところでございまして、本件の証

明、全く問題ないと思われます。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第80号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、81号でございますが、笹賀の農業委員さんと、それから推進委員さんとも欠席でございますので、事務局からお願いします。

大島事務員 地元委員の岩垂委員のほうから、現地確認をしたところ、農地は適切に耕作されており、特に問題はないと考えますとの意見をいただいております。  
事務局からは以上になります。

議長 それから、小屋と村井町でございますので、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 小屋南1丁目〇〇〇、それから右に行きまして、一番上の小屋南2丁目〇〇〇でありますけれども、ともに現況地目が田となっておりますが、転作で大豆が栽培されておりました。それから、小屋南2丁目〇〇〇は、現況どおり水稲であります。それから、村井町北1丁目〇〇〇-〇でありますけれども、ここにつきましては、面積の半分ぐらいにネギが栽培をされておりましたし、あとの半分にはハウスが2棟建っております、中を確認しましたところ、既に収穫が始まっておりました。多分大豆ではなくて、枝豆が栽培されたというふうに確認をさせていただきました。いずれも耕作は適当にされておりますし、〇〇さんも、息子さん夫婦が積極的に今、後継者として農業をされておりますので、特に問題ないというように確認をしております。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第81号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成です。本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、82号でございますが、岡田でございます。中條委員さん、お願いたします。

中條農業委員 26日に現場を確認しました。場所は〇〇〇〇〇から北へ1キロぐらいで、〇〇〇号線からちょっと入ったところです。〇〇さんの自宅の並びの土地で、〇〇〇-〇はブドウ棚がありまして、キウイとブドウを栽培していました。あいたところには野菜もありましたが、それともう一つの〇〇〇-〇は野菜を耕作していました。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第82号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。  
事務局からアからオについて一括説明をお願いたします。  
大島事務員。

大島事務員 それでは、報告事項のアからオまで説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
初めに、23ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、続きまして24ページ、25ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の

件、8件、続きまして26ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、9件、続きまして27ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、続きまして28ページ、29ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件。

以上になります。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項の最後でございますが、本年3月にご協議をいただきました四賀地区の営農型太陽光発電施設について、事務局からの実験設備の状況報告をお願いいたします。

大内主査。

大内主査 本年3月に協議事項で上げさせていただきました四賀の会田の営農型太陽光発電設備の関係ですが、本年4月定例総会の際に、実際にパネル状のものをして、遮光状態にして実験をするということで本人から報告がありまして、それで実際報告があったもので、皆さんのお手元に別冊、本日お配りした報告事項、営農型太陽光発電設備に係る実験設備における農作物の状況報告ということで、こちら、1ページから5ページまでの資料をお渡ししてありますが、実験結果の報告が上がってききましたので、その概要や松本農業普及センターの意見など取りまとめた資料となります。

栽培作物は松本一本ねぎを今、栽培しているということで、実験設備の設置が5月の月上旬、実際の苗の植えつけは5月22日からとなっております、7月8日までの作付状況の報告となっております。

こちら見ていただくと、写真が4ページ、5ページにわたって、その番号に合わせたところから写真を撮っておりまして、1、2、5、6については、パネル下で撮ったもので、3、4、7、8については、何もない通常の状態に撮ったものとなっております。

後ほど、栽培指導に携わった青木委員や地元の金子委員からも意見があると思いますが、松本農業改良普及センターからは、5ページに記載のとおり、ネギは日陰でも栽培可能のため、営農型太陽光発電施設設置においては影響ないと思われるとの意見をいただいております。

こちらの件につきましては、申請者からの特に問題がなければ、来月の転用申請を考えたいとの意向を伺っております。

以上、よろしく願いします。

議長 ただいま状況報告につきまして説明していただいたわけではありますが、委

員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

金子委員さん、状況をお話しただけであればと思います。

#### 金子農業委員

状況報告ですけれども、写真のとおり、パネルを張った下に植えたネギと、またこの横のほうに植えましたネギと、できもそんなに違わないで、立派なネギになっております。

よって、自分が考えるのも、パネルがあってもネギの栽培には苦労しないのではないかとというように現場で確認をしてまいりました。よろしく願いいたします。

#### 議長

松本一本ねぎの指導をしていただきました青木さん、どうですか。

#### 青木農業委員

皆さんのお手元で写真のとおり、立派なネギに育っております。農業改良普及センターのご意見では、「影響がないと思われる」と書いてあります。「と思われる」と書いてあるということは、私のほうでつけ加えてご説明をさせていただきますと、と思われるんじゃないかと、影響も出るというお話です。

現実の問題として、前回もちょっとお話ししましたが、少し標高というか、高さがありますから、日が少し入りますので、このところは問題ないんですが、10番のパネル下及び外の状況写真のところの8番のところは40センチと書いています。松本一本ねぎの長さが1から4、6から7が60センチ前後、5が75センチ、8が40センチと書いています。ということは、少し日陰になっている部分じゃないかと判断しました。

実は、私の畑も、南側に住宅があるところは、3メートルほど生育がかなりおくれます。出荷をする時点でも、生育でネギの出荷をするには、少し問題がありますので、そういう面では、全体的に絶対これは問題ありませんということではないというお話でございます。

それから、この方、〇〇さんは、確認をしたら、私どもは化成肥料を使っているんですが、ここにも肥料は有機肥料と書いてあります。牛ふん、ぼかし、米ぬか、麦わら、生ごみ、それで除草剤も使用しないで手で抜いているという。確認したら、有機栽培をしたいということで張り切ってやっていますので、ここは大変私としても評価をするところなんですが、1つだけ問題が私としてあるのは、きょう認可されて、実際に工事がすぐできれば特に問題がないと思われるんですが、8月30日になりますね、これが通るのが。そうすると、私ども、ネギを植えかえをしている期間としては、一番暑い期間を通り越してしまっている。9月、実はこれ、工事、聞きましたら、パイルで穴を掘って、それからやるもんですから、大きな機械が中に、畑に入ると言うことを言っていますから、実際に復元して畑として今度使うようにするには、ちょっと時間がかかるのかな。ということは、9月の初旬であれば問題ないんですが、20日から少し外れてくると、標高がちょっと高いところなもんですから、少し生育としてはちょっと心配が私としてはされますが、特にネギとしてつくって問題がないです

が、その辺のところだけ、私としてはお話しさせていただきます。  
以上です。

議長 　　ただいま金子委員、それから青木委員さんからお話を聞いたわけですが、ほかの委員の皆様からご意見、あるいはまた質問ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　意見がないようです。  
本件につきましては、ご承知をいただきまして、来月の定例会で議案を上程の予定とのこととあります。その際に審議したいというように考えております。  
どうもありがとうございました。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。10分ほど休憩をいたしまして、55分から再開をしたいと思いますが、よろしくお願いをします。

(休 憩)

議長 　　議事を再開をいたします。  
ただいま農業センサスにかかわるお願いということで、情報政策課の職員がお見えになっておりますので、そこから始めます。  
情報政策課の上條課長、お願いいたします。

上條（情報政策課） 　　農業委員の皆さん、こんにちは。情報政策課長の上條でございます。  
本日は、7月の定例総会のお時間をちょうだいいたしまして、農林業センサスのことをご案内方々お願いということでお邪魔した次第でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。  
おととしまで農政課長ということで、顔見知りの皆様も大変おいでで、懐かしいなというような気持ちが率直なところでございますけれども、ご案内のとおり、農林業センサス、5年に一度の調査ということで、農林水産省の最高の調査というようなこととなっております。  
松本市におきましても、農林業センサスのデータは、予算折衝だとか、いろいろな施策展開の基礎資料として使用しているところでございまして、農業のこれからの企画立案、こういったもののバックデータとして使われておるとことでございます。  
そして、先ほど申し上げましたが、5年に一度ということで、来年の令和2年2月1日を基準日といたしまして調査が行われます。現在、その調査に携わっていただく調査員の確保、これに取り組んでおるところでございます。松本市では、調査客体がおおむね1万1,500経営体、そして調査員は松本市全体で532人の予定で進めているところでございます。

これから松本市におきましては、基本的には各地域の地域づくりセンターの所長、この経路で調査員の確保、推薦を行っていくこととしてございますけれども、農業委員の皆さん、あるいはJAさんとか農業団体の皆さん、こういった皆様にセンター長から地区の農業に詳しい人、あるいは大きく農家をやっている経営体だとか、こういった方はどういった方がいるかいねえというようなお尋ねがあった場合には、農業委員の皆様におかれましても、可能な範囲でセンター長等に情報を提供していただければありがたいかなというふうに思うところでございます。

明日から8月ですが、8月に入りましたら、委員さんに情報政策課のほうから依頼文書をこういうような形で送付させていただきますので、何とぞご協力をお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 稲川主査のほうはいいですか。

上條（情報政策課） いいね。

稲川（情報政策課） 大丈夫です。

議 長 ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

農業の動向を把握する5年に一度の大切な調査でございますので、委員の皆様には依頼がありましたら、どうか可能な限りご協力いただきますようお願いいたします。

課長、ありがとうございました。

上條（情報政策課） ありがとうございました。よろしく願いします。

議 長 続きまして、その他農業委員会業務に関する事項に入りますが、まず協議事項から、第4回県農業委員大会における要請事項についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 それでは、第4回県農業委員大会における要請事項についてということで、ページでいきますと30ページになりますが、よろしく願いいたします。以降は着座にて失礼をさせていただきます。

まず、協議事項の要旨でございますが、大会の開催に当たりまして、県農

業会議から国・県に対する要請事項について検討・報告依頼がございました。その対応について協議をするものでございます。

農業委員大会は、11月11日の午後予定されております。上田市交流文化芸術センターの大ホールということでございます。詳細はまた後日ご案内をさせていただきます。

県農業会議からの依頼文書は、この資料とは別に事務連絡で同封しました文書をごらんいただければと思います。7月24日付の事務連絡になりますけれども、そちらのほうをごらんいただけますでしょうか。

事務連絡文書をつけてございますけれども、こちらの要請事項、いろいろな項目が挙がっていますけれども、松本市としてどのようなものを出していくかというところでございますが、毎年委員のほうからはあまり提案が出されたことがないわけですが、農政課のほうと事前に調整をしまして、どのような課題があるかというようなことを把握する中で、事務局として2点用意をさせていただいております。

1ページめくっていただきますと、事務局案ということで添付してございますけれども、1つは新規参入の促進、もう一つは家畜伝染病、豚コレラ関係の対策要請ということでございます。

まず、新規参入の促進のところ、農政課と協議する中で、国の農業次世代人材投資資金、こちらの予算が今年度16人、2,250万円という要望に対しまして、実際に内報が来たところでは、12人、1,700万円ちょっとというところにとどまっております、満額確保のめどは立っていないということでございます。

課題のところを書いてありますが、この4月の国の通知によりますと、今後、新規の採択者は、世帯全体の所得が600万円以下の者とされております。世帯の人数に関係なく、一律ということからして、平等性に欠けるというふうと考えられます。

また、白丸の2点目ですが、新規就農者は、青年等就農計画において、この資金の活用を見込んで計画を立てておりますので、事前の周知なしに本年度から突然始まった所得の制限、つまり600万円以下というようなこととか、内報の減額による事業不採択、不採用というようなことになれば、計画自体の見直しを迫られ、就農意欲の減退につながりかねないということでございます。

最後の白丸、本年度から年齢、農地要件が緩和され、例えば45歳未満だったものが50歳未満の者へと拡大されているわけですが、採択範囲が広がって、新たな担い手が確保できると期待されておりましたが、ふたを開けてみると、十分な予算の確保のめどが立たない。そして、予算が絞られてきたわけでございますので、現場の判断でどのように予算を配分していくかというようなことがゆだねられてくるということになります。こういうところに問題であると考えております。

2点目の豚コレラの関係は、新聞情報にあるとおりでございます。昨日は奈川地区でも野生イノシシへの豚コレラ感染が確認されたところでございまして、松本市役所におきましても、県と連携する中で、緊急事態に備え

ての庁内体制を確認したところでございます。松本ばかりではなくて、ほかの市町村からも要請は出てくるものと思われませんが、とにかく豚コレラには触れておきたいというふうを考えております。

以上2点ということで事務局の案を作成しております。

このような形で農業会議に提出したいと考えておりますので、協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ただいま補佐のほうから説明がありましたが、これに対しましてご意見ありましたら、お願ひをいたします。  
中川さん、どうぞ。

中川農業委員 新規参入の促進についてなんですけれども、非常にもっともな内容だと思います。ぜひ要請すべきかと思ひます。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
補佐、あれ。これ、私が国会へ行って〇〇さんから聞いてきた内容とは違うの。新規参入の150万円。

板花局長補佐 ですので、新規参入ということで、経営開始型、1年間に150万円で5年というような内容であったわけですが、ふたをあけてみたら、本年度は予算が今のところ要望に対して76.3%しか確保のめどが立っていないという状態だということで、農政課のほうでも大変困っているということで、農業委員会と連携して、ぜひ県のほうに要請をしてくださいというお話がありました。

議長 例えば親がリンゴをやっていて、息子さんが後継者として入ってくる場合に、ほかの農作物を少し栽培しなきゃいけないというのが、これが条件でありまして、昨年、国会でお願いに行ったら、長野のある議員さんが、ここ、予算がいっぱい余っているんだから、これを使うようにというお話をいただいたんですが、例えば松本市はどうか知りませんが、それぞれの普及センターの課長さんとかが非常にこのことは監査が厳しいからと言って、慎重になっている部分もあります。

監査は国の補助金をもらった場合はついて回る話ですが、どの程度の厳しさかということもありますので、その辺について常任会議へ行って、県の担当者も来ておりますので、また話を聞いてきたいと思ひます。

ほかにご意見ありますか、このことに対しまして。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
それでは、このことにつきましては、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、報告事項に移ります。

初めに、報告事項ア、第54回松本農林業まっりの開催についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

清澤補佐。

#### 清澤局長補佐

それでは、今年度開催予定の第54回松本農林業まっりの開催について報告をいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

31ページをごらんください。

事業内容、予算は、あさって開催予定の実行委員会において決定をされますので、現段階では案の状況ですけれども、委員の皆さんにご参加していただくことなので、本日報告をさせていただきます。

また、農林業まっりは、ブドウオーナー、リンゴオーナーも対象の事業となっておりますけれども、既に開園式等行われておりますので、本日は花き展と農畜林産物消費宣伝にかかわることについてご報告をさせていただきます。

開催日程ですけれども、日時は令和元年9月7日土曜日、8時15分から14時まで。おとしは13時までの開催時間だったようですけれども、来場者数が年々減少しております、昨年14時までで開催してみたんですが、雨で天候が悪く、さらに来場者数が減少したため、今年度も14時までの開催で、来場者数の増加が見込めるかどうか検証したいということになっております。

会場及び事業内容ですけれども、あがたの森文化会館本館で前日の9月6日に花き展示品評価審査が行われ、7日はフラワーアレンジメント講習会が開催される予定です。

あがたの森公園のほうにおいては、例年と同じ流れで、8時15分から開会式、引き続き花き展表彰式、その後、花き展示、即売を行う予定でおります。

次に、農畜林産物消費宣伝についてですけれども、今年度は27ブース出展予定です。27ブースについては、ここにある表のとおりです。昨年は29あったようですけれども、2つブースが減っております。この中に、19番、一貫目クイズというのが農業委員会の行うブースになります。

34ページをごらんください。

会場図ですけれども、開会式はあがたの森公園の西口入り側のところで行います。農業委員会のブースは、その通路を真っすぐ行きまして、一番東側の左奥になります。

当日は、基本、全ての委員さんの全員参加をお願いしたいと思います。当日の対応ですけれども、二班に分かれていただきまして、8時から11時と11時から14時の二グループに分かれていただきます。最初の8時から11時が南部ブロック、河西部ブロックの委員さんで、11時から14時が北東部ブロック、西部ブロックの委員さんをお願いしたいと思います。

後半の部は昼食を用意したいと思いますので、また事前に出欠については確認をさせていただきますので、お願いします。

やっていただくことは例年と同じで、野菜を袋に詰めたりだとか、計量をしたりだとか、あとクイズに参加していただけるよう呼びかけを行っていただきたいと思います。

その他ですけれども、クイズに使用する野菜ですけれども、予算のほうで購入するもののほかに、委員の皆さんにご協力をいただいて、寄贈品等で例年対応をさせていただいているということなので、今年度も大変恐縮ではございますけれども、ご協力をいただきたいと思います。

本日、机上配付で報告書という様式1枚物をお配りしてあるんですけれども、そちらのほうに寄贈いただける品名及びおおよその数量をご記入いただいて、来月の定例総会、8月30日までに事務局のほうへ提出をお願いしたいと思います。

お車でお越しの場合は、蚕糸記念公園のほうが臨時駐車場になりますので、そちらへ駐車をお願いします。

報告は以上となります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

推進委員の皆様を含めまして、発言のある委員の皆様の挙手をお願いいたします。

農林業まつりは、農業委員会で盛り上がっているような感じもいたしますので、ぜひともまた盛大なご協力のほどをよろしくをお願いいたします。

青木さん、お願いします。

青木農業委員

すみません、日にちの件ですが、この日にちが9月7日で、9月でも早いほうの日にちになっているんですが、私としてはできるだけ後ろのほうにずらしていただければありがたいと思って。実はですね、このために4月も一番早くネギを植えて、できるだけ早く、7月になる手前から植えかえを終わらないと、通常、出荷は大体11月ですから。ということで、頑張っって何とかやろうと思っているんですが、許されることなら、検討していただければと思って、毎年思っていたんですが、言わせていただきました。

議 長

2日に会議がありますので、青木さんからそういう意見があったということでお話をしてみたいです。

青木農業委員

よろしくお願いします。

議 長

いずれにしても、ちょっと旨味が乗らないということだね、ネギが。

青木農業委員

そう。どうしても日にちが足りないもんですから。

議 長

すみません。

ほかにどうですかね。委員の皆様ご意見ありましたら、お願いします。  
上條信太郎さん。

**上條信太郎農業委員** やはりあのときに並行して行われる花き展が、温暖化の影響でめちゃくちゃなんだよ。花がもう全然だめ。だから、盛り上げるというふうに考えたときに、もう一番衰えちゃっているときに花き展やれと言うから、松本のよさが全く出せない状態で、市民にこんなもんかっていうことになっちゃっていて、もう完全に今、ネギもそうだけれども、あの時期に収穫祭なんて言ったら、ちょっとスイカの季節がまだ残っているか……

**議 長** ブドウはありますよね。

**中川委員** ちなみに、山辺で言えば、一週間後に東山部果物まつりというのがあるんですよね。何せ次の週末になります。それとかぶってはいけないもので、だから農林業まつりは9月7日というのはいらないなとは思いますが、ただ、ブドウ的に言えば、デラウェアと大粒種のちょうど間なんですよね。だから、ほかの野菜はよくわかりませんが、本当が一番いいのは9月の終わりというか、敬老の日とか、野菜は私わかりませんが、そのくらいのほうがいいのかなどは思ったりはします。

**青木委員** 全体的に、通常野菜といたら、9月の初めじゃないよね。カボチャとジャガイモくらいしかない。

**議 長** ほかに意見どうですか。ありますか。

[質問、意見なし]

**議 長** 本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思えます。

また、農業委員、推進委員の皆様の協力をいただきまして、農林業まつりをぜひ盛り上げていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、報告事項イ、令和元年8月移動農業委員会についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

**板花局長補佐** こちら、報告事項については、本冊資料のほうには資料が全くありませんので、事務連絡で同封しました7月24日付の通知をごらんください。令和元年8月移動農業委員会について（お知らせ）という通知になります。

来月、8月30日金曜日、朝から夕方までの予定となります。

開催地は、当初計画どおり、西部農林課管轄地の奈川地区ということでお願いします。場所としましては、奈川文化センター夢の森大会議室となり

ます。

それから、3番目の出席対象及び移動手段でございますが、農業委員さんと推進委員さん両委員にお願いをします。そして、庁用バス2台を確保しておりますので、こちら、発着場所は3カ所となりますが、市役所（東庁舎前）を出発して、途中、島立（歴史の里駐車場）、波田支所を経由して、目的地まで乗車をしていただきます。

費用負担として、昼食代1,700円を予定しております、9月の報酬から差し引かせていただきます。

出欠席の報告ということで、本日中に今の時点のめどということで結構ですので、もちろん直前になって変更ということはあるかと思いますが、昼食の都合とかバスの乗車の確認等ありますので、現時点の報告をきょうじゅうにお願いしたいと思います。

開催要項につきましては、1枚おめくりいただいたところに添付させていただきました。

特に日程のところをごらんいただければと思います。時間ですが、8時半に出発しまして、8時45分島立、9時10分波田支所、10時に到着しまして、午前中総会を開催いたします。お昼は、ちょっと足を伸ばして、奈川高原というスキー場の入り口のほうまで行きまして、人数が多いものですから、できるだけまとまって昼食という形でございますが、それでも2カ所に分かれなとなかなか収容できないということでございます。そばの里奈川とウッディ・もっく2カ所に分かれて昼食をとっていただいて、また奈川文化センターに戻ってまいります。

午後の予定ですが、地元から研修をいただくようお願いをしております、まずは西部農林課の行政としての取り組み、こちら、30分程度お願いしております。そして、現場からということで、株式会社ふるさと奈川さんのほうから現場の取り組みについてご説明をいただいて、地区一丸となって取り組んでいる農業振興についてご説明をいただきます。

あと、ちょっとバスで移動して、奈川地区の一等農地となりますが、大原クラインガルテンとその周辺のほうを視察いただきまして、西部農林課の担当者からも補足説明をいただく予定でございます。

そして、奈川地区を出て、道の駅「風穴の里」に寄りまして、また戻ってくると、こういった日程を組んでおりますので、来月については、こういうことでよろしくお願ひしたいと考えております。

初めての取り組みになりますので、やってみて、反省点があれば、また考えたいと思います。

若干懸念もありますが、例えば、大雨等で現場を見に行けないようなことが、もしかしたらあるかもしれませんが、そこら辺については、臨機応変に対応したいと思います。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

長谷川委員。

長谷川農業委員 この集合場所で波田支所って、これ、役所の波田支所ですか。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 市役所の波田支所の庁舎の前の駐車場ということでお願いします。

議 長 いいですかね。  
ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。  
本年度から新たに始めました取り組みでありますので、委員の皆様のご協力をいただきながら、成功させていきたいと思っております。よろしく申し上げます。  
次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、総会資料35ページ、36ページごらんください。  
まず、主要会務報告ということで、6月28日の総会以降の内容でございます。  
7月前半は、ブロックの研修懇談会がそれぞれ各ブロックで行われたところでございます。  
それから、農業振興委員会、情報・研修委員会開かれておりますし、きょうの定例会というふうになっておりますが、7月27日土曜日につきましては、ちょっとここに落ちてしまったわけでございますが、北東部ブロックの活動ということで、遊休農地でソバづくりということで、市民参加を得まして、種まき会を実施したところでございます。  
36ページ、当面の予定ということでお願いいたします。  
8月2日は、ここに書いてあるとおり、農林業まつり実行委員会や農振協議会が開かれます。  
8月5日は、松本市農業活性化シンポジウムということでお願いいたします。  
8月8日は、情報・研修委員会、それから農業振興委員会を予定しております。いつもと時間帯が逆になっておりますので、お気をつけいただければと思います。開催通知は総会資料と一緒に送りしたところであります。

それから、ちょっとここに落ちてしまいました。ご承知おきいただきたいのは、8月21日水曜日でございます。ちょっと落としてしまったんですが、市議会経済地域委員会の委員との懇談会を予定しております。こちら、全委員ということではなくて、役員を中心という考えでございまして、会長と会長代理、それから両委員長、副委員長、それからブロック長さん、全員で8人になりますけれども、ご出席をいただきたいということで、経済地域委員の皆様も8人いるということで、ちょうどバランスもいいじゃないかということでございます。市役所東庁舎の第2委員会室で午後3時半からを予定してございます。

市長に出す意見書も、今、執筆を急いでいるところでございますが、意見書の素案をもとに経済地域委員の皆様と懇談を行い、何かヒントを得られればというふうに考えております。

あと、8月22日は農地転用現地調査ということで、今回は塩野崎委員さん、それから本日欠席であります。二村委員さんということでお願いいたします。都合が悪いようでしたら、また事務局と調整をお願いしたいと思います。

そういうことで、あと8月30日、9月7日というふうに続きますので、よろしくお願いいたします。

すみません、8月22日の農地転用現地調査、午後1時からになったと。暑い時間帯でございますが、13時からになったということでございますので、すみませんが、訂正をお願いいたします。

あと、最後のところにありますとおり、10月の定例総会とセットで予定していた意見書市長懇談会、懇親会でございますが、市長日程が若干変わってきてまして、11月14日にずれることになりました。時間は変わらずでございますが、日にちがずれておりますので、あらかじめご案内を申し上げます。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思っております。  
以上で報告事項は終了いたしました。  
続きまして、その他の項目に入ります。  
初めに、松本農業改良普及センターから情報提供をお願いいたします。  
小川補佐、お願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。

着座にて説明させていただきます。

資料は、別刷りの松本農業改良普及センターと記載がございます資料をごらんいただければと思います。ページに沿って何点かおつなぎさせていただければと思います。

最初に、1ページ、2ページをごらんいただければと思うんですけども、スマート農業技術（ラジコン草刈り機等の実演会を開催しますという内容なんですけれども、こちらの関係につきましては、農業委員長さんにも大変ご足労いただきまして開催の運びとなりました。

実は、あすの8月1日の開催なんですけれども、9時半から中山地区でラジコン草刈り機による畦畔除草の実演会を開催予定です。

機種につきましては、クボタのARC-500という、もう既に市販されております100万円を切る草刈り機と、あとアテックス株式会社のそれよりも大型なものという2機種の実演になりますので、関心のある皆様におかれましては、あすで、ちょっと急なご案内で申しわけないんですけども、またごらんいただければと思っております。

地図等は、2ページのほうに記載がございますので、ごらんいただければと思います。

それと、3ページなんですけれども、先週ですが、病害虫発生予察注意報が第1号、第2号と出ております。

第1号につきましては、斑点米の原因となるカメムシ類ということで、全県的に発生が多い傾向がございます。斑点米の多発のおそれがございますので、また防除等の参考に見ていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

5ページ、6ページの関係なんですけれども、こちらのほうはイネいもち病なんですけど、梅雨明けまして、非常に暑い日が続くようになったんですけども、その前の天候の影響によりまして、6ページのアメダスデータによる葉いもち感染好適条件の判定結果というものが表2にございますけれども、要はこの黒丸というのが日付順に並んでおるんですけども、ことしは非常にこの黒丸が多いということで、いもちになりやすい感染好適条件が非常に多かったというようなことで、7月25日に出されております。ちょっとこれからの天候次第ではございますけれども、要注意というようなことでごらんいただければと思います。

それと、7ページからなんですけれども、野生イノシシの豚コレラ検査結果についてということで、こちらのほう、ちょっと間に合いませんので、7月26日のプレスリリースのものをお持ちしたんですけども、昨日もプレスされておまして、先ほど板花補佐さんのほうからもお話がございましたけれども、松本市でも陽性のイノシシが検査結果で出ておるような状況になっております。

8ページのほうの、ちょっとわかりにくい地図で申しわけないんですけども、下のほうが根羽村です。木曾がございまして、円がぐるぐるってあるあたりが中仙道、19号沿いの塩尻あたりなんですけれども、昨日発表されました奈川が、ちょうど一番上のところに7月24日死亡発見、7月

26日陽性という四角がございすけれども、下あたりになるかと思いますけれども、やはり岐阜方面から野生イノシシの豚コレラの陽性反応が出るものが移動してきているというのが非常にわかるかと思うんですけれども、大変な状況にはなっております。

さらに、9ページからごらんいただければと思うんですけれども、これもプレスリリースされたものですので、ごらんいただければと思うんですけれども、1から125まであるんですけれども、これの7月11日ぐらいからごらんいただければと思うんですけれども、検査結果の陽性が非常に多く出てきております。特に、子のちょっと弱いようなもの、子で陽性というようなものも目立つかと思うんですけれども、ほぼ同じような地域で発生が確認されているというような状況でございます。

14ページには、ちょっとワクチンの関係の日本農業新聞の掲載記事を載せさせていただいたんですけれども、実は月曜日から塩尻市ほかでもワクチンの埋設を山林のほうでやっておるんですけれども、こちらのほうもこれから効果の判定をしていくというようなことなんですけれども、ワクチンにつきましては、非常にいろいろなところで問題点もあるようなことを日本農業新聞のほうでまとめられていますので、またこのQ&Aでごらんいただければと思います。効果ですとか、海外向けへの影響ですとか、いろいろな思惑等もあるようですので、またごらんいただければと思っております。

それと、15ページ、16ページ、17ページにつきましては、毎掲載せさせていただいております気象表と生育概況ですけれども、水稻ではほぼ例年並みに戻っておりますけれども、ほかの品目では、やはりこの天候不順の状況の影響が出ているものが多々あるかと思っております。またごらんいただければと思います。

以上、簡単ですけれども、お願いします。

議 長

どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

清澤局長補佐

本日配付しました業務必携という資料がありますけれども、こちら、2019年度版ということで出ておりますので、今後の活動の参考としてご利用ください。

それから、毎月のお願いですけれども、本日欠席されている委員の方の資料について、同じ地区の委員さん、お持ち帰りいただいて、お渡ししていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それから、農地関係の書類については、机の上に置いていってください。報告は以上です。

議 長

その他でございますが、全体を通しまして委員の皆様から何かご意見がありましたら、お願いをいたします。

長谷川委員。

長谷川農業委員 農業センサスのことなんですけれども、私、ずっと頼まれて調査員やっているんですけれども、この間、また常会長から頭を下げられて、やってくれて言われたけれども、農業委員はやってもいいんですか。

議 長 局長。

山田局長 農業委員さんが積極的にやっていただければ、大変ありがたいです。よろしく願いいたします。

議 長 長谷川委員さん、よろしく願いいたします。  
ほかにどうですかね、そんなことで。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
以上で本日の案件は全て終了いたしました。円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。  
以上をもって議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 2 番 \_\_\_\_\_

議事録署名人 3 番 \_\_\_\_\_